

【概要版】

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援を行うことにより、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度^(注1)」の施行にともない、本貸付制度においても、より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るために、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うこととして、その見直しが行われました。総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用を貸付の要件とすることにしました。

(注1) 生活困窮者自立支援制度とは、生活上のさまざまな課題を抱えた方に、包括的な相談支援を継続的に行うことにより、自立の促進を図ることを目的としています。

生活福祉資金 Q & A

Q 生活福祉資金 貸付制度って どんな制度？

A

低所得世帯の生活基盤を支えることを目的とした民生委員による「世帯更生運動」が昭和30年に「世帯更生資金」として制度化されたのが始まりです。生活福祉資金貸付制度は利用世帯^(注2)の自立を目標として、生活支援と資金貸付を一体的に提供する福祉制度です。

(注2) 生活福祉資金貸付制度では、住民票上で世帯分離を行っていても、生計を共にしている場合は、同一世帯と捉えます。



Q 他の公的資金を 利用している 場合は？

A

母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者およびその他の公的資金を受けている方は原則として、資金の貸付対象にはなりません。

ただし、特に当該世帯の自立と生活の安定を促進するために、必要があると認められるときは、その限りではありません。

まずは、それぞれの関係機関の窓口にご相談ください。

Q 民生委員・児童 委員の役割は？

A

民生委員・児童委員は、資金の貸付対象となる世帯の状況を把握し、資金貸付制度の紹介等を行うとともに、市町村社協および県社協と連携して、借受人等の生活の安定が図られるよう、必要な相談・支援を行います。

Q この制度はたれでも 利用できるの？

A

貸付には具体的な使用目的が必要です。資金用途ごとに条件・基準等が定められています。貸付対象者は次のとおりです。ただし、反社会的勢力に属する者または反社会的勢力に属する者が所属する世帯は利用できません。

- 低所得者世帯
資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯
- 障害者世帯
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方を含む）の交付を受けている方の属する世帯
- 高齢者世帯
65歳以上の高齢者の属する世帯
（日常生活上療養または介護を必要とする高齢者等）

Q 総合支援資金や 緊急小口資金を 利用する際の要件は？

A

総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、原則、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用や継続的な支援を受けることに同意していることを貸付の要件とします。

資金の貸付種類と対象内容

1 総合支援資金

【対象】低所得世帯

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援（就労支援・家計相談等）と併せて生活再建に必要な生活費および一時的な資金

【貸付条件】以下のすべての条件に該当する世帯。

（原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受ける。）

- 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- 資金の貸付を受けようとする者の本人確認が可能であること
- 現に住居を有していること、または住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- 県社協が貸付および関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込めること
- 失業等給付・職業訓練受講給付金・生活保護・年金等の他の公的給付または公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

2 福祉資金

【対象】低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要な費用

- 開業や現在営んでいる事業を継続するための経費
- 仕事をするために必要な知識・技能を習得するための経費
- 福祉機器の購入や冠婚葬祭・出産等日常生活上一時的に必要な経費
- 住宅の増改築や補修等に必要な経費
- 病気やけがの治療費や介護・障害福祉サービスを受けるのに必要な経費
- 火災や水害等で被害にあった時の臨時的に必要な経費

3 教育支援資金

【対象】低所得世帯

学校教育法に規定する学校に就学するために必要な経費

- 高等学校^(注3) 大学^(注4) 高等専門学校に就学するために必要な経費
（注3）高等学校（中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。）
（注4）大学（専門職大学・短期大学・専門職短期大学および専修学校の専門課程を含む。）

4 不動産担保型生活資金

【対象】高齢者世帯

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に、その不動産を担保に生活費を貸し付ける資金

【主な貸付条件】

- 世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- 借入申込者が単独（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、共有している不動産を含む。）で所有している居住用不動産であること
- 一定以上の資産価値の居住用不動産（1,000万円以上の土地）を所有していること
- 居住用不動産に賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていないこと
- 共同住宅は対象となりません

申込みに必要な書類

- ①借入申込書
- ②住民票(世帯全員分、本籍・続柄等記載のもの)
- ③健康保険証被保険者証
- ④所得証明書(学生を除く)
- ⑤課税証明書および納税証明書(連帯保証人のみ)
- ⑥個人情報保護に関する同意書
- ⑦生活福祉資金貸付確認申請書
- ⑧その他、社会福祉協議会が指定する書類
(申請内容を確認できる書類を申請者に提出いただきます。)

借入申込者等について

借受人(借入申込者)

- 原則、世帯主(生計中心者)を借受人とします。
- 現在、生活福祉資金貸付制度において連帯借受人および連帯保証人になっている方は貸付の申込みをすることはできません。

連帯借受人

- 借受人の返済能力、資金種類、使途目的により連帯借受人を設定することが必要な場合があります。
- 連帯借受人を設定されていても、連帯保証人の設定を求めることがあります。

連帯保証人

- 借受世帯の生活の安定への援助を行い、借受世帯の償還困難時には債務を履行することができる方を連帯保証人とします。
- 借受世帯と別世帯の方
- 借受人と同一県内に居住している方
- 住民税(所得割)が課税されている方(住民税を滞納している方は連帯保証人として認められません)

貸付までの流れ

- 平成27年4月から生活困窮者自立支援制度の施行に伴って、資金種類によって借入申込みの流れが一部変更になりました。
- 申込は、市町村社会福祉協議会が窓口となります。
- 他の施策や制度の利用が可能な場合には、他方を優先していただきます。(母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構による奨学金、県奨学金貸与事業、日本政策金融公庫、商工会の貸付制度等)
- 既に購入・発注および支払済の経費は貸付対象とはなりません。
- 申請内容の達成までに必要な経費や申込から資金交付までの期間を考慮した計画作成が必要となります。
- 借入申込書および提出資料をもって総合的な審査を行い判断いたします。
- 総合的な審査を行い、貸付不決定となった場合、その理由について開示しません。
- 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借り受けた資金の使途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金を即時に返還していただきます。



償還について

- 償還は据置期間後、償還計画に基づき口座振替または払込取扱票により、原則月賦にて返済いただきます。資金種類ごとに償還期間が決められています。
- 口座振替手数料・払込手数料など、償還にかかる手数料は、借受人等にご負担いただくこととしています。
- 借受人等が貸付金を定められた償還期間までに支払われなかったときは、延滞元金につき延滞利子(年3%)を徴収します。



生活福祉資金貸付条件等一覧

資金種類		貸付条件					
		資金限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1 総合支援資金							
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内	原則 3 月 最長 12 月以内 (延長 3 回)	最終貸付日から 6 月以内	10 年以内	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	—	貸付の日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から 6 月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	60 万円以内	—	—			
2 福祉資金							
福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580 万円以内 以下用途毎に目安額を設定	—	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から 6 月以内	20 年以内 以下用途毎の 目安期間を設定	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	生業を営むために必要な経費	(460 万円)			(20 年)		
	技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度:130 万円 1 年程度:220 万円 2 年程度:400 万円 3 年程度:580 万円			(8 年)		
	住宅の増改築・補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250 万円)			(7 年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170 万円)			(8 年)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250 万円)			(8 年)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6 万円)			(10 年)		
	負傷または疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円			(5 年)		
	介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは 170 万円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円			(5 年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150 万円)			(7 年)		
冠婚葬祭に必要な経費 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 就職・技能習得等の支度に必要な経費 その他日常生活上一時的に必要な経費	(50 万円)	(3 年)					
緊急小口資金 ^(注5)	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ●医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ●火災等被災によって生活費が必要とき ●給与等の盗難によって生活費が必要とき ●その他、これらと同等のやむを得ない事由であって、緊急性・必要性が高いと思われるとき	10 万円以内	—	貸付の日から 2 月以内	12 月以内	無利率	不要
3 教育支援資金							
教育支援費	低所得世帯に属する方が高等学校・大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月 3.5 万円以内 (高専)月 6.0 万円以内 (短大)月 6.0 万円以内 (大学)月 6.5 万円以内	—	卒業後 6 月以内	20 年以内	無利率	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する方が高等学校・大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内	【教育支援費の貸付限度額の引き上げ】 教育支援費は、特に必要と認められる場合に限り、現行の貸付限度額の 1.5 倍までの貸付が認められることがあります。				
4 不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の 7 割程度 月 30 万円以内	借受人の死亡時までの期間または貸付元利率が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後 3 月以内	据置期間終了時	年 3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ^(注6)	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	●居住用不動産の評価額の 7 割程度(集合住宅は 5 割) ●貸付基本額の範囲内(生活扶助額の 1.5 倍以内)					不要

(注5) 総合支援資金および緊急小口資金については、すでに就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

(注6) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金に関するお問い合わせや申請等は、最寄りの福祉事務所が窓口となります。

あなたのまちの社会福祉協議会

市町村社協名	住所	施設名	TEL
徳島市社会福祉協議会	770-8053 徳島市沖浜東 2 丁目 16 番地	徳島市生涯福祉センター	088-625-4356
鳴門市社会福祉協議会	772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 24-2	鳴門市健康福祉交流センター	088-685-7170
小松島市社会福祉協議会	773-0006 小松島市横須町 11-7	小松島市総合福祉センター	0885-33-2255
阿南市社会福祉協議会	774-0030 阿南市富岡町北通 33-1	阿南ひまわり会館	0884-23-7288
吉野川市社会福祉協議会	776-0010 吉野川市鴨島町鴨島 252-1	吉野川市民プラザ内	0883-22-2741
川島支所	779-3306 吉野川市川島町字吉本 34-2	吉野川市川島老人福祉センター	0883-25-2012
山川支所	779-3401 吉野川市山川町翁喜台 117	吉野川市山川地域総合センター	0883-42-2089
美郷支所	779-3503 吉野川市美郷字中筋 194-1	吉野川市ふるさとセンター	0883-43-2714
阿波市社会福祉協議会	771-1622 阿波市市場町興崎字北分 60	市場総合福祉センター	0883-36-5511
吉野支所	771-1402 阿波市吉野町西条字大西 102	吉野地域福祉センター	088-696-2386
土成支所	771-1507 阿波市土成町吉田字寺ノ下 1-1	土成保健センター	088-695-4802
阿波支所	771-1702 阿波市阿波町久原 36-2	阿波健康福祉センター	0883-35-6033
美馬市社会福祉協議会	779-3610 美馬市脇町大字脇町 1265 番地 1	美馬市合同会館 1F	0883-53-7830
三好市社会福祉協議会	778-0003 三好市池田町サラダ 1884-4	三好市社会福祉協議会	0883-72-5715
三野支所	771-2304 三好市三野町芝生 1036	三好市三野老人福祉センター	0883-77-2882
井川支所	779-4801 三好市井川町辻 73	三好市井川支所	0883-78-3140
山城支所	779-5304 三好市山城町大川持 518-9	山城町山村開発センター	0883-86-2434
東祖谷支所	778-0204 三好市東祖谷京上 14-3	三好市東祖谷デイサービスセンター	0883-88-2688
西祖谷支所	778-0101 三好市西祖谷山村一宇 343-4	三好市西祖谷老人福祉センター	0883-87-2205
勝浦町社会福祉協議会	771-4305 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3	勝浦町住民福祉センター	0885-42-4652
上勝町社会福祉協議会	771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3-1	上勝町コミュニティセンター	0885-46-0919
佐那河内村社会福祉協議会	771-4101 名東郡佐那河内村下字中辺 71-1	佐那河内村役場内	088-679-2304
石井町社会福祉協議会	779-3223 名西郡石井町高川原字高川原 2112-3	石井町クリーンセンター	088-674-0139
神山町社会福祉協議会	771-3310 名西郡神山町神領字本上角 93-1	神山町高齢者生産活動センター	088-676-1166
松茂町社会福祉協議会	771-0220 板野郡松茂町広島字三番越 2-2	松茂町老人福祉センター松鶴苑	088-699-5352
北島町社会福祉協議会	771-0207 板野郡北島町新喜来字南古田 88-1	北島町老人福祉センター	088-698-8910
藍住町社会福祉協議会	771-1203 板野郡藍住町奥野字矢上前 32-1	藍住町総合文化ホール 2 階	088-692-9951
板野町社会福祉協議会	779-0105 板野郡板野町大寺字龜山西 169-5	板野町町民センター	088-672-0051
上板町社会福祉協議会	771-1330 板野郡上板町西分字橋西 1-11	上板町老人福祉センター	088-694-6155
那賀町社会福祉協議会	771-5406 那賀郡那賀町延野字王子原 31-1	相生老人福祉センター	0884-64-0026
鷲敷支所	771-5203 那賀郡那賀町和喰郷字八幡原 5	鷲敷デイサービスセンター	0884-62-2148
上那賀支所	771-6322 那賀郡那賀町大殿字東ゴヤシ 2	上那賀合同出張所	0884-67-0113
木沢支所	771-6105 那賀郡那賀町木頭字前田 52-1	木沢デイサービスセンター	0884-65-2128
木頭支所	771-6402 那賀郡那賀町木頭出原字マエダ 34	那賀町役場木頭支所	0884-68-2202
美波町社会福祉協議会	779-2305 海部郡美波町奥河内字井ノ上 13-2	美波町医療保健センター	0884-77-0342
由岐支所	779-2103 海部郡美波町西の地字東地 97-5	美波町由岐地域交流・支援センター	0884-78-1792
牟岐町社会福祉協議会	775-0004 海部郡牟岐町大字川長字新光寺 60-1	牟岐町デイサービスセンター清流荘	0884-72-1151
海陽町社会福祉協議会	775-0302 海部郡海陽町奥浦字新町 44	海陽町海部庁舎 2 階	0884-73-1980
穴喰支所	775-0501 海部郡海陽町穴喰浦字穴喰 383	デイサービスセンターわしずみ荘	0884-76-3444
つるぎ町社会福祉協議会	779-4103 美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇 230-16	つるぎ町地域拠点センター	0883-62-5073
東みよし町社会福祉協議会	779-4702 三好郡東みよし町西庄字横手 70	三加茂老人福祉センター	0883-82-6309

※個人情報の取扱について

社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業のご利用に際して得た個人情報を「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程にのっとり、事業担当者が利用目的の範囲に限り利用します。事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解の上ご利用ください。

制度に関するお問い合わせは…

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

tel.088-654-4461

徳島県徳島市中昭和町 1 丁目 2 番地 徳島県立総合福祉センター 3F
申し込み手続きに関するお問合せは、お住まいの市町村の社会福祉協議会へ